

令和元年度3月専決補正予算について
(新型コロナウイルス感染症関係)

注:◎は新規施策分
○は大幅増額分
()は累計額
単位:千円

1. 福祉施設等での感染拡大防止対策

23, 301

1 ◎ 保護施設等感染拡大防止対策事業費(保健福祉部 保健福祉課)

3, 590

保護施設が実施する衛生用品の購入や施設等の消毒に対し補助する。

実施主体 保護施設
補助対象 マスクや消毒液等の購入経費
感染拡大防止のための建物や設備の消毒経費
補助率 国10/10

2 ◎ 障がい福祉施設等感染拡大防止対策事業費(保健福祉部 障がい福祉課)

10, 000

障がい福祉施設等が実施する衛生用品の購入や施設等の消毒に対し補助する。

実施主体 障がい福祉施設等
補助対象 マスクや消毒液等の購入経費
感染拡大防止のための建物や設備の消毒経費
補助率 国10/10

3 ◎ 高齢者福祉施設等感染拡大防止対策事業費(保健福祉部 長寿介護課)

3, 500

高齢者福祉施設等が実施する施設等の消毒に対し補助する。

実施主体 高齢者福祉施設等
補助対象 感染拡大防止のための建物や設備の消毒経費
(地域医療介護総合確保基金を充当)

4 ◎ 児童福祉施設等感染拡大防止対策事業費(保健福祉部 子育て支援課)

6, 211

幼稚園及び認可外保育施設が実施する衛生用品の購入や施設等の消毒に対し補助する。

衛生用品の購入費補助
実施主体 市町及び認可外保育施設
補助対象 マスク、消毒液、空気清浄機等の購入経費
施設等の衛生環境改善
実施主体 児童福祉施設等
補助対象 感染拡大防止のための建物や設備の消毒経費
補助率 国10/10

2. 学校の臨時休業に伴う課題への対応

460, 150

5 ◎ 放課後等デイサービス利用支援事業費(保健福祉部 障がい福祉課)

64, 630

一斉臨時休業に伴い増加する放課後等デイサービスのサービス報酬及び利用者負担
に対し補助する。

補助対象 3月2日から春休みの前日までに提供されたサービスに係る報酬等
補助率 国10/10

6 ◎ 一斉臨時休業対策昼食支援事業費(教育委員会 義務教育課) 34, 744

一斉臨時休業による保護者の負担軽減を図るため、経済的理由により就学が困難な児童生徒等に対し、市町と協調して学校給食費相当額を補助する。

対象者	小中学校及び中等教育学校(前期課程)に在学する要保護・準要保護児童生徒 特別支援教育就学奨励費の対象となる児童生徒
負担区分	市町実施事業 県1/2 (市町1/2) 県実施事業 県10/10

7 ◎ 一斉臨時休業対策食材納入業者等支援事業費(教育委員会 保健体育課)
33, 776

一斉臨時休業による給食用食材の発注取消しに伴い、食材を廃棄せざるを得なかった納入業者等を支援するため、市町と協調して食材費相当額等を補助する。

対象者	市町又は県と直接契約を締結している納入業者等
対象経費	発注の取消しに伴い、廃棄等することとなった食材に係る食材費や処分費 (主食、牛乳、その他保存可能で4月以降に活用可能なものは除く)
負担区分	市町実施事業 県1/2 (市町1/2) 県実施事業 県10/10

8 ○ 生活福祉資金貸付事業費(保健福祉部 保健福祉課) 327, 000 (362,801)

感染症の影響により収入が減少した世帯の資金需要に対応するため、貸付金の原資を県社会福祉協議会に補助する。

実施主体	(福)県社会福祉協議会																				
内容	<table border="1"> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付対象</td> <td>感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>20万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>2年以内(据置1年以内)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付対象</td> <td>感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内 (貸付期間:原則3月以内)</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>10年以内(据置1年以内)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table>	緊急小口資金		貸付対象	感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	限度額	20万円以内	償還期限	2年以内(据置1年以内)	貸付利率	無利子	総合支援資金		貸付対象	感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	限度額	2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内 (貸付期間:原則3月以内)	償還期限	10年以内(据置1年以内)	貸付利率	無利子
緊急小口資金																					
貸付対象	感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯																				
限度額	20万円以内																				
償還期限	2年以内(据置1年以内)																				
貸付利率	無利子																				
総合支援資金																					
貸付対象	感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯																				
限度額	2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯:月15万円以内 (貸付期間:原則3月以内)																				
償還期限	10年以内(据置1年以内)																				
貸付利率	無利子																				
負担区分	国10/10																				

3. その他

8, 138

9 ◎ 県有施設利用料金還付減収補填金(総務部 総務管理課) 8, 138

感染症の予防・拡大防止のため、県の要請を踏まえイベント等を中止した場合に、県有施設の利用料金を還付した指定管理者に対して減収額を補填する。

対象経費	イベント等の中止により、県有施設の指定管理者が還付した利用料金(前納分)
対象期間	2年2月26日(国の自粛要請日)～3月31日
対象施設	県武道館 など 15施設